

肥後っ子いきいき読書プラン

熊本県子どもの読書活動推進計画(第二次)

『すべての子どもたちに読書のよろこびを』伝えるための

わたしたちの道標



平成21年3月
熊本県教育委員会

目次

第1章 ●● 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	
2 計画の性格	
第2章 ●● 第一次推進計画期間における取組、成果と課題	3
1 第一次推進計画期間における取組、成果	
2 第一次推進計画期間における課題	
第3章 ●● 基本的な考え方	5
1 計画の目標	
2 計画の期間	
3 国、県、市町村の役割	
第4章 ●● 子どもの読書活動推進のための具体的方策	7
1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供	
2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実	
3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組の推進	
4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進	
5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進	
第5章 ●● 計画の効果的な推進に必要な事項	23
1 「熊本県子どもの読書活動推進会議」の設置	
2 「市町村子どもの読書活動推進計画」の策定の促進	
平成25年度末において期待される目標	24
補足資料	25
○ 子どもの読書に係るアンケート調査結果	
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
○ 熊本県子どもの読書活動推進会議委員	

表紙マークは、平成18年度に募集した「しおりにしたくなるキャラクター(どんどんちゃん ますますちゃん)」に応募の、県立黒石原養護学校中学部3年(平成20年度当時)福田早紀さんの絵をもとに作成したものです。

第1章 ●● 計画の策定にあたって



1 はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、
表現力を高め、創造力を豊かなものにし、
人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

熊本県では、平成16年に「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」を策定し、子どもの読書活動の推進に努めて参りました。

この間、「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」をはじめとする様々な催し物や人材育成のための研修会、広報啓発を行って参りました。また、各地域、学校、ボランティア*において実施されている取組も数多く見て参りました。その多くが、関係者の方々による意欲と努力、継続に支えられた素晴らしいものばかりでした。

ここに、子どもの読書活動に関わる写真を御紹介していますが、みなさんは、どの写真に心をひかれますか？ また、それはなぜでしょう。

子どもの読書活動は、先にも述べましたように、子ども一人一人に、様々な「生きていくうえでの力」を育んでくれます。しかし、そのためには、子どもには、すばらしい読書の時間や空間、あるいは、人との出会いが、まず必要です。すばらしい人との出会い、すばらしい本やお話との出会い、すばらしい読書環境との出会いがあってはじめて、読書を通した、子どもたちの確かな成長が育まれます。

上に紹介した写真には、そんな「すばらしい出会い」がたくさんつまっているように思います。

このようにして育まれた子どもたちの読書の時間は、きっと豊かで心満たされるものに違いありません。

しかし、現在、子どもたちを取り巻く社会は、様々な情報に溢れ、多様なメディアに囲まれ、ややもすると正しい判断や、行動ができず間違っただ方へと流される危険性を含んでいます。

子どもたちが、豊かな心を持ち、正しく判断し、行動することを通して、相手も自分も幸せに暮らしていけるよう育んでいくためにも、読書を通しての出会いや成長は、欠かせないものです。

そのために、私たち大人は何をすべきでしょうか？

その一つの道標として、この推進計画がお役に立てば幸いです。

* ボランティア：ここで言う「ボランティア」とは、子どもたちの読書活動に対し、無償でおはなし会や協力などを行う、民間団体や個人をさします。

2 計画の性格

「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」は、熊本県における子どもたちの読書活動を推進するための計画です。今回、第二次推進計画を策定するにあたって、コンセプトを『すべての子どもたちに読書のよろこびを』伝えるための、わたしたちの道標」としました。

子どもたちの読書活動は、「はじめに」でも述べましたように、人の力、特に、大人の力なくしては成り立たないものです。

この、子どもたちの読書活動については、子どもがどの学齢であっても、その保護者の95%以上が、「子どもが読書をすることは大切」と答えています。こう答える背景には、子どもたちの読書活動が、子どものよりよい成長のために欠かせないものであるという思いがあります。また、このことは、子どもの回答も同様で、児童生徒の約90%が「本を読むことは大切」としています。*

このように考えると、実際、子ども自身が読書をしたり、お話に触れたりすることはもちろんのこと、保護者、関係者、関係施設、ひいては、地域社会全体が子どもたちの読書活動推進のために責任を持ち取り組んでいくことが強く求められます。

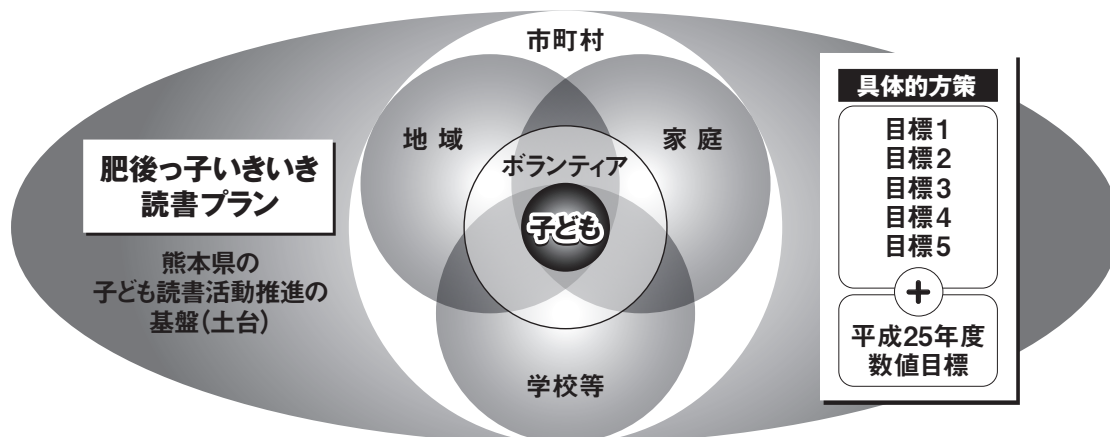
本推進計画は、そのための具体的方策として、県の立場から、「県や県関係施設等ではどのようなことに取り組むのか」「市町村や学校に対してはどのようなことを促していくのか」「ボランティアに対してはどのような啓発を行っていくのか」について、その方策を述べています。

一方で、本推進計画を手にした皆様だれもが、「私(に)は」「どのようなことができるのか」「どのようなことをすべきか」「どのようなことが求められているのか」について考えていただくことができますし、また、「他の(立場の)人は」「どのようなことをするのか」を知っていただくこともできます。

このように、本推進計画は、県民一人一人にとって大切な計画となるよう、広い視野から、その方策を示しているものです。

※ 本県平成20年度実施アンケート調査結果より

「肥後っ子いきいき読書プラン」が果たす役割のイメージ図



第1章 ●● 第一次推進計画期間における取組、成果と課題

1 第一次推進計画期間における取組、成果

平成16年度から実施の第一次推進計画期間(5か年)において、主に以下のような取組を行いました。

- ①「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」^{※1}を開催し、参加者に対して、子どもの読書の重要性や必要性についての普及啓発を行いました(平成20年度までに約5,800名が参加)。
- ②「熊本県おはなしボランティアリーダー養成講座」を実施し、実績のあるおはなしボランティア(有資格者)を対象に研修を行い、ボランティアの資質・技能の向上を図りました(平成20年度までに、1,147名参加(有資格者以外の自由参加者を含む)。有資格者の受講修了者は、平成20年度末で134名)。
- ③子どもの読書活動推進に資するチラシ・ポスターの配布、県内から募集したキャッチコピーやイラストを活用し、ハガキやしおり、シールを作成配布し、普及啓発を図りました。
- ④布の絵本(60点)、点訳絵本(77点)、ブックリスト(1,200冊)を作成し、子どもたちの読書環境の整備に努めてきました。
- ⑤「情報保障研修会」を実施し、布の絵本作成、点訳絵本作成、手話をまじえたお話し、要約筆記の人材育成を行いました(平成20年度までに約370名が参加)。
- ⑥国の委託事業を活用し、おはなしボランティアの協力を得て、県下の特別支援学校^{※2}、施設、病院、市町村立図書館・公民館図書室へ派遣し、おはなし会を実施しました(平成19年度は、190回実施。述べ482名が協力)。
- ⑦県立図書館では、「肥後っ子いきいき読書環境づくり事業」において、市町村立図書館職員等を対象に、サービスの向上に向けた研修会を実施しました(平成20年度までに約2,000名が参加)。
- ⑧県立図書館では、お話を発表する機会を提供することで、読書意欲や読書力の向上と豊かな心の育成を図るために児童による「熊本県童話発表大会」を開催しました(毎年度出場児童23名。参観者は毎回250~300名程度)。
- ⑨県立図書館では、ボランティアと連携・協力し、おはなし会^{※3}(「あかちゃんのおはなしの時間」、「おはなしの時間」、「土曜おはなし会」)を定期的に実施しました。
- ⑩県立図書館では、「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」にちなんだ記念行事で、特別おはなし会や司書体験等を実施し、子どもたちの読書意欲の高揚を図りました。
- ⑪県立図書館では、高等学校、特別支援学校への配本にも力を入れ、学校における読書環境の充実を図りました(平成16年度は、7校3,400冊→平成19年度は、15校7,900冊)。併せて、幼稚園、保育所、小学校、地域文庫への子ども文庫^{※4}の貸出にも力を入れてきました(平成16年度は、39団体10,104冊→平成19年度は、43団体13,220冊)。

※1「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」：平成15年度、16年度は、「熊本県子どもの読書活動推進フォーラム」として実施。また、平成17年度には、文部科学省との共催により、「全国読書フェスティバル inくまもと」として実施。平成18年度から、「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」となる。

※2 特別支援学校：視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すための学校。(学校教育法第72条より)

※3 おはなし会：子どもたちを集めてお話を聞かせる集まりのこと。(『最新図書館用語辞典』(柏書房株式会社)より)

※4 子ども文庫：県立図書館において、幼稚園、保育所、小中学校、市町村等の幼児から中学生を対象として、最大1年間、500冊の図書資料を貸し出す制度。

第一次計画期間における成果として、以下のようなことも挙げられます。

- ① 平成15年度に実施したアンケート調査では、1ヶ月1冊も本を読まないという児童生徒が22.1%であったのに対し、平成20年度の調査では、15.0%と不読の割合が減少しました。一方、1ヶ月に3冊以上本を読むという児童生徒は、平成15年度の35.3%から平成20年度は50.1%と、平成20年度末の数値目標を達成することができました。

- ② 全校一斉読書を実施する学校の割合が、小学校・中学校・高等学校ともに増加しました。

平成15年度	小学校 ▶ 92.3%	中学校 ▶ 70.6%	高等学校 ▶ 70.0%
平成20年度	小学校 ▶ 96.2%	中学校 ▶ 92.3%	高等学校 ▶ 81.0%

- ③ 必読書・推薦図書を設定(ブックリスト等)している学校の割合が、小学校・中学校・高等学校ともに増加しました。

平成15年度	小学校 ▶ 15.3%	中学校 ▶ 17.6%	高等学校 ▶ 18.3%
平成19年度	小学校 ▶ 31.6%	中学校 ▶ 25.1%	高等学校 ▶ 31.1%

また、必読書コーナーや推薦図書コーナーの設置については、小学校・中学校・高等学校いずれも、7割を超える設置率となっています。

平成20年度	小学校 ▶ 74.1%	中学校 ▶ 73.1%	高等学校 ▶ 74.1%
--------	-------------	-------------	--------------

- ④ 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定について、期間中、11市町村が策定を行いました。また、「策定の予定がない」と回答の市町村が、平成15年度末調査では、50%であったものが、平成20年度9月現在では、8.3%となり、策定に向けた意識を高めることができました。

2 第一次推進計画期間における課題

第一次推進計画期間を経て、以下のような課題が見られました。

- ① 1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの不読の割合は減少しましたが、小学校・中学校・高等学校と上がるに連れ、不読の割合が高くなる傾向については改善が見られませんでした。

平成15年度の不読率	小学校 ▶ 5.7%	中学校 ▶ 20.1%	高等学校 ▶ 33.7%
平成20年度の不読率	小学校 ▶ 2.5%	中学校 ▶ 14.2%	高等学校 ▶ 30.3%

- ② 学校図書館図書標準を達成している学校の割合について、向上したものの、依然、低い割合となっています。

平成14年度	小学校 ▶ 26.0%	中学校 ▶ 25.9%
平成19年度	小学校 ▶ 36.8%	中学校 ▶ 36.3%

- ③ 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定に関わり、「現在、具体的に策定作業を進めている」と回答の市町村であっても、

- ・策定に向けた動きが滞っているところがある
- ・「策定するか否かについて検討中」と回答の21市町村のうち、8市町村(38%)が4年連続同回答である
- ・平成16年度調査から後退したところが4市町ある

などの課題があります(平成20年3月現在)。

第3章 ●● 基本的な考え方

1 計画の目標

目標 1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要不可欠です。

そのため、すべての子どもが小さい頃から、家庭、地域、学校を通じて楽しく読書に親しむことができるような機会の提供を積極的に行い、子どもの読書意欲を高め、進んで読書をしようとする態度を育て、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくことができるよう取り組みます。

目標 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、読書活動の場となる施設や蔵書をはじめ、読書活動の基盤となる諸条件の整備が求められます。

そのため、すべての子どもが目的や意欲に応じ、豊かな読書環境に接することを通して、読書の喜びや楽しさを味わうことができるよう、図書館、公民館図書室、学校等において、該当施設の設置、充実および図書資料^{*1}等の整備が行われるよう取り組みます。

目標 3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、子どもの読書活動に携わる関係者が、対等な関係において相互に連携するとともに、適宜補完し合いながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

そのため、図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップ^{*2}のもと、それぞれの特性、特色、良さなどを尊重し、活かし合いながら取組が進むよう努めます。

目標 4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、すべての子どもたちの実態やニーズに応じた読書の取組が大切です。

そのため、ユニバーサルデザイン^{*3}の視点を踏まえ、特に、障がいのある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、外国人の子どもなどの読書活動推進のため、その実態把握に努め、実態を踏まえたよりきめ細やかな読書活動が行われるよう努めます。

目標 5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

子どもの読書活動の推進を確かなものとするためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民に広く啓発を行っていくことが必要です。

そのため、「子ども読書の日」を始め、子どもたちの読書活動に関わる様々な情報について積極的に収集し、その啓発を図るとともに、催し物においても参加者の交流を通じ、社会的気運が醸成されるよう努めます。

※1 図書資料：図書、記録、視聴覚等の図書館で取り扱う資料のこと。

※2 パートナーシップ：対等な関係（従属的、依存的でない関係）のことで、行政、県民、ボランティア及び企業の関係において重要な概念のこと。

※3 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍（言語）や障がいの有無に関係なく最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味するもので、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われています。

2 計画の期間

本計画が基本としている国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第二次推進計画がおおむね5年間としているため、本県第二次推進計画においてもおおむね5年間(平成21年度から平成25年度)の計画とします。

3 国、県、市町村の役割

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。また、この法律を受け、平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次推進計画)を策定し、国の取り組む具体的方策等を示し、その実施に向け取り組んできました。

このようなことから、県では、平成16年7月に「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」を策定し、5年間の計画(第一次推進計画)として平成20年度まで、子どもの読書活動の推進に取り組んで参りました。

また、平成17年度からは、推進計画の柱の一つである「ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進」に基づき、「障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業」にも取り組み、すべての子どもたちの読書活動が着実に推進するよう努めてきたところです。

この間、市町村においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、「市町村は、…(中略)…当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」(第9条第2項)とあること、また、「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」において、「市町村子ども読書活動推進計画」策定の必要性を謳い、啓発を行ってきたことなどから策定に向けた動きが見られ(平成20年9月現在、11市町村策定(48市町村中))、策定市町村においては、自治体ごとに地域の実態を踏まえた特色のある取組が進められています。

このような中、国においては、新たに、国のこれまでの取組の成果や課題等を踏まえた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次推進計画)を、平成20年3月に閣議決定いたしました。

本県においても、「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」第一次推進計画が終了することから、国の動向、及び、本県第一次推進計画の成果や課題等を踏まえ、「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」第二次推進計画を策定することとしました。

同時に、「市町村子ども読書活動推進計画」については、未策定市町村においては、第一次推進計画が策定されること、また、既に第一次推進計画を策定している市町村においては、第一次推進計画の着実な推進と併せて、その成果や課題等を踏まえた第二次推進計画が策定されることが期待されます。

第4章 ●● 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における子どもの読書の機会の充実について



家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、保護者による読み聞かせなどにより、初めて本やお話と出会う場でもあります。

このような場において、子どもたちが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるよう、保護者が意識し継続的に子どもの読書習慣を育てていくことが非常に重要です。

そのため、家庭では、まず保護者が、読書に対する理解を深め、自ら読書を楽しむことが大切です。その上で、様々な情報を得ながら、子どもの発達に応じ、子どもとの楽しい触れあいの中で、読み聞かせ*を行ったり、子どもと一緒に本を読んだりするなどの「読書の時間」を設けるよう努力していくことが求められます。

*読み聞かせ：絵を子どもたちに見せながら、絵本などを読んで聞かせること。おはなし会において、語りの方の一つとしてよく行われます。

家庭における子どもの読書の機会を充実するための具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- ♣ 保護者やボランティアに対し、子どもが小さい頃からの読書の重要性や必要性について理解を深めることができるような研修会の実施に努めます。
- ♣ 家庭教育に関する啓発事業等を通じて、保護者に対し、子どもの読書活動の重要性についての普及啓発に努めます。

県立図書館は

- ♣ 多様なおはなし会の開催を通して、より多くの子どもや保護者に読書のよさを伝えるとともに、家庭における読み聞かせ等の在り方の一助となるよう努めます。
- ♣ 市町村における乳幼児サービス*が向上するよう、市町村立図書館職員等に対する研修会の実施に努めます。

*乳幼児サービス：乳幼児とその家族、さらには保育士などの介護者、教育者、医療専門家といった乳幼児に関わる専門家に対し、その充実・向上を図るため市町村立図書館が提供すべき図書館サービス。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう促します。
- ◆ 乳幼児検診等において、司書、保健センターの保健師、子育て支援センター職員、ボランティアの協力を得て、ブックスタート事業*の推進をはじめ、保護者に対し、子どもの読書活動の意義や価値についての啓発や、読み聞かせ、絵本の選び方、おすすめ絵本の紹介等が行われるよう促します。併せて、父親等の男性の参加や、男性による読み聞かせの積極的な実施についても啓発されるよう促します。

※ブックスタート事業：絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す(贈呈する)運動のこと。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 広報誌や保護者会などを通じて、保護者に対して、子どもが小さい頃からの読書の重要性について、定期的に啓発が行なわれるよう促します。
- ♥ 保護者に対し、保護者が自ら読書をする姿を子どもに示したり、子どもと保護者が一緒に読書を楽しむ「家庭読書の時間」等を設けたりするなどの啓発が行われるよう促します。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 地域におけるブックスタート事業等に積極的に協力したり、おはなし会などを通して保護者に、広く、家庭における読書の重要性や必要性についてお話をさせていただくなどの啓発に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域における子どもの読書の機会の充実について



図書館や公民館図書室は、地域における読書活動の中核施設となるものです。

このような場で、子どもが楽しい時間を過ごし、多くの本にふれ、おはなし会などの催し物に参加し、職員と、本や読書のことについて情報交換などを行うといったことはとても重要なことです。

そのため、図書館等においては、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、子どもの読書活動の充実のため、定期的なおはなし会の実施、「子ども読書の日」をはじめとする読書週間等における催し物の実施、あるいは、発達段階に応じた様々な取組を積極的に行うといったことなどが求められます。

地域における子どもの読書の機会を充実するための具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- ♣ PTAや子ども会、地域婦人会、青年団などの社会教育関係団体に対し、子どもの読書活動推進のための積極的な広報を行うとともに、研修会等の機会を捉え、地域における子どもの読書活動の重要性などについての啓発に努めます。
- ♣ 国の「子どもゆめ基金」や財団法人伊藤忠記念財団の「子ども文庫助成事業」等をホームページや広報誌等で紹介し、地域におけるボランティアの活動の支援に努めます。

県や県立図書館は

- ♣ 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「秋の読書週間」にちなんだ催しを実施し、子どもの読書機会の充実に努めます。

県立図書館は

- ♣ 本県における子どもの読書活動推進の中核施設として、子どもの読書活動の推進に向けた先導的事例に取り組みます。
- ♣ 児童サービスのモデルとなるような「子ども図書室」の運営に努めます。
- ♣ 子どもが図書館等において、よりよい本と出会えるよう、作成したブックリストの有効活用を努めます。
- ♣ 市町村立図書館や学校図書館の司書等を対象とした子どもの読書活動推進のための研修会を開催します。
- ♣ ボランティアとの連携・協力の先導的事例として、多様なおはなし会の実施に努めます。

- ♣ 付設の近代文学館において、子どもが熊本の文学に親しむための催し物の実施や展示の工夫に努めます。
- ♣ 図書館を身近に感じてもらい、機能や役割を理解してもらうため、子どもによる図書館見学、職場体験、一日司書体験などを実施します。
- ♣ 図書館の仕組みや活用の仕方などを示した子ども用手引きを作成するなどして、図書館利用の利便性の向上に努めます。

県生涯学習推進センターは

- ♣ 県立図書館が作成したブックリストなどを活用して情報ライブラリーの充実を図るとともに、県民カレッジや生涯学習フェスティバルなどを通して、子どもの読書活動を推進するための講座や催し物などの実施に努めます。

県立青少年教育施設は

- ♣ 県立図書館の配本を活用するなどして、施設を利用する子どもが読書を楽しんだり、図書資料等を通じて体験に関わる情報を得たりすることができるよう、その機会の提供に努めます。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 市町村立図書館や関係機関の職員等に対し、子どもの読書活動の機会の充実のための研修会等が定期的実施されるよう促します。
- ◆ 市町村立図書館等において、ボランティアとの連携・協力による多様なおはなし会が実施されるよう促します。
- ◆ 市町村立図書館等において、体験(遊ぶ、作るなど)と読書を結びつけた取組などにより読書の機会の充実が図られるよう促します。
- ◆ 市町村の催し物等の、高齢者が集うような場においても、子どもへの参加を呼びかけ、一緒におはなし会を楽しむなどして、交流を通し、子どもの読書の機会の充実が図られるよう促します。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 子どもの読書習慣を育むため、子どもや保護者に対し、市町村立図書館等を積極的に、かつ日常的に活用するよう啓発が行われるよう促します。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 市町村立図書館等において実施されるおはなし会等に積極的に参加していただき、おはなし会の実施はもとより、おはなし会を通じた交流を深めるなどして、地域における子どもの読書活動の機会が充実するよう、その啓発に努めます。
- ♠ 可能であれば、家庭文庫*を開設し地域の子どもたちに読書の場を提供したり、自宅の庭などで、おはなし会を実施したりするなどして子どもの読書活動の機会が充実するよう、その啓発に努めます。

*家庭文庫：家庭の一室や一角を図書室のようにして本などを配架し、地域の子どもや大人のために、本を貸し出し、閲覧できるようにしたりすること。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等における子どもの読書の機会の充実について



幼稚園や保育所、学校は、子どもが多く時間を過ごし、読書への興味関心や読書習慣を育てていく重要な場です。このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立のためにはとても重要なことです。

そのため、学校等においては、子どもの読書活動について、長期的な展望に立った計画を立て、教科等において着実な推進を図るとともに、子どもが教職員と一緒に「一斉読書」や「朝の読書」の時間を楽しんだり、校種を越えた読書の交流を行ったり、多様なおはなし会を聞いたりするなど、その機会の充実に向けた取組が求められます。

学校等における子どもの読書の機会を充実するための具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- ♣ 「肥後っ子がやきプラン」*を推進する中で、異年齢、または、校種を越えた子どもたちの交流を通して、様々な読書活動が行われるよう、その啓発に努めます。
- ♣ 文部科学省との連携・協力のもとに行う事業において、子どもの読書に親しむ態度の育成や学校図書館等を活用した取組が一層推進されるよう努めます。

県や県立図書館は

- ♣ 学校関係者等に対し、学校における子どもの読書活動推進のための具体的方策等についての研修会の実施に努めます。

県立図書館は

- ♣ 付設の近代文学館職員による「出前講座」を実施し、児童生徒の熊本の文学に対する興味関心を高めるよう、その啓発に努めます。

県立高等学校は

- ♣ 高校生の不読の理由として、「読書の時間が無い」、「読みたい本が無い」という理由が多いことから、「一斉読書」や「朝の読書」の継続的な実施等による読書の時間の確保や、司書教諭、学校司書をはじめ教職員による本の紹介などにより、生徒の読書の機会が充実するよう努めます。
- ♣ 地域の状況等に考慮しながら、学校図書館の開放を行うなどして、子どもの読書の機会が充実するよう促します。

* 「肥後っ子がやきプラン」：幼稚園や保育所をはじめとし、家庭における乳幼児も含めた「くまもと」のすべての就学前の子どもが、「『生きる力』の基礎」を身に付け、たくましく心豊かに育つ環境づくりをめざし、就学前教育のより一層の充実・振興を図るためのプランとして、平成15年3月に県が策定したもの。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 幼稚園や保育所、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校の情報を積極的に収集し、その実態やニーズに応じた市町村立図書館等による配本、あるいは子どもの読書の機会の充実に向けた読書相談などが行われるよう促します。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 幼稚園や保育所においては、幼児の発達段階や興味関心に応じた絵本等の活用、あるいは、多様なおはなし会の実施などにより、楽しい読書の時間が提供されるよう促します。
- ♥ 幼稚園や保育所においては、小・中・高校生、あるいはボランティア、高齢者との交流によるおはなし会を実施するなどして、読書活動の場がより楽しくなるよう促します。
- ♥ 学校においては、子どもの長期にわたる成長を見据えた図書館運営の全体計画や各教科における読書指導の計画が作成され、その着実な遂行により子どもの読書活動の場や機会が充実するよう促します。
- ♥ 学校においては、各教科等の言語活動の充実のために、読書活動の推進が不可欠であることを認識するとともに、教科等で活用した図書資料等の情報を随時記録・保管し、蓄積していくことを通して、子どもの読書活動の場がより実りのあるものとなっていくよう促します。
- ♥ 学校においては、子どもの実態や教職員の意見などを活かした必読書や推薦図書が作成され、それらのリストを活用し、コーナーを設けるなどして、子どもがたくさん本を読んだり読書習慣が身についたりするような取組が進められるよう促します。
- ♥ 学校においては、「一斉読書」や「朝の読書」の実施に併せて、その時間は教職員も子どもと一緒に読書をしたり、「おはなし会」や「読書週間」に関わる催し物を実施したりして、子どもの読書意欲や読書に対する興味関心が高まるような場や機会が設けられるよう促します。
- ♥ 学校においては、子どもが自ら図書館の催し物を考えたり、図書館便りやブックリストを作成したり、あるいは、読書活動に対し優れた取組を行った子どもを表彰したりするなどして、読書活動に対する自主性が育まれるよう促します。
- ♥ 学校においては、必要に応じ外部講師を招くなどして、学校図書館運営の方法や読書指導法などについての研修会等が実施されるよう促します。
- ♥ 学校においては、高齢者と子どもが集う催し物等においても、おはなし会を実施するなどして、子どもの読書の機会の充実が図られるよう促します。
- ♥ 学校においては、地域の状況等を考慮しながら、学校図書館の開放を行うなどして、子どもの読書の機会が充実するよう促します。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 学校や子どもたちの実態、あるいは、ニーズについて学校と話し合いを行ったうえで、おはなし会の実施やおはなし会を通じた交流などについて積極的な協力が行なわれるよう、その啓発に努めます。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備 その他の諸条件の整備・充実

地域における施設、設備その他の諸条件の整備・充実の在り方について



子どもの読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されている必要があります。

そのため、図書館未設置の市町村においては、まずは、図書館の設置が望まれます。その上で、図書資料や情報検索のシステムの充実、あるいは、市町村全域にわたる平等なサービスが行われるよう取り組んでいくことが必要です。

しかし、諸事情等により図書館を設置することが難しい自治体にあつては、住民のニーズを十分に踏まえ、公民館や公共施設等において図書室や図書コーナーを設置し、図書資料等の充実を図っていくことが強く求められます。

地域における施設、設備その他の諸条件の整備・充実のための具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- 自治体関係者が集まる研修会等において、図書館の設置の必要性や重要性、諸条件の整備・充実についての啓発に努めます。また、必要に応じて、直接関係者と話し合うなどして取組の推進が一層図られるよう努めます。

県や県立図書館は

- 司書、教職員、保育士、ボランティアを対象とした、レファレンス^{*1}の資質・技能の向上や、読書環境の整備・充実のための研修会を実施します。

県立図書館は

- 市町村立図書館等のモデルとなるような児童図書、子どもの読書活動に関する研究書の整備・充実に努めます。
- ホームページによる、新着図書及び各種サービスの情報の提供に努めます。
- 地域や家庭から受け入れたリサイクル本^{*2}を、市町村立図書館、学校等へ配布するなどして、県全域における読書環境の充実のための支援に努めます。

- ※1 レファレンス:必要な情報を求める図書館等の利用者に対して、その情報の回答について、図書館職員が図書館等の資料とネットワークを活用して、資料紹介、情報提供などを行うこと。
- ※2 リサイクル本:地域や家庭などにおいて、必要性が無くなり他の人たちに活用してもらうことを目的として寄贈される本のこと。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 図書館未設置の市町村に対し、図書館設置に向けた積極的な検討が行われるよう促します。
- ◆ 図書館設置の市町村に対し、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示132号)に基づき、児童室や児童コーナーが設置され、読書環境の一層の整備が図られるよう促します。
- ◆ 市町村立図書館等において、図書館情報を提供するホームページの開設、インターネットで検索できる蔵書検索システムの導入、利用者向けコンピュータの設置、学校等との情報ネットワークの構築等が一層進むよう促します。
- ◆ 図書館サービスの向上のため、市町村立図書館等への司書の配置が一層進むよう促します。
- ◆ 公民館や公共施設等における図書コーナーの設置や公民館図書室の整備・充実、あるいは、移動図書館*による配本等などにより読書環境の充実が図られるよう促します。

※移動図書館:図書館を利用しにくい地域に対して、自動車等の移動手段を用いて図書資料を運び、図書館職員による図書館サービスを現地で提供すること。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 図書館運営ボランティアや寄贈本の呼びかけなどに対し、積極的な協力が行われるよう、その啓発に努めます。

学校における施設、設備その他の諸条件の整備・充実の在り方について

学校図書館は、子どもたちの自由で楽しい読書や読書指導の場として、あるいは、情報を収集し問題や課題を解決する学習情報センターとしての機能を持つなど、子どもの自発的、自主的な読書活動や読書習慣を形成する上で、とても重要な役割を担っています。

そのため、学校においては、司書教諭の業務専念や学校司書の配置などの人的措置、あるいは、学校図書館の図書資料の充実や情報システムの構築などが求められます。

同時に、子どもの身近な場所に図書資料が充実していくことも重要です。そのため、学校においては、学校図書館の他、教室や他の施設等を活用した図書コーナーの設置、図書資料の配置等がなされることも望まれます。

学校における施設、設備その他の諸条件の整備・充実のための具体的方策**【 県、県関係施設等での取組では 】****県は**

- ♣ 司書や学校関係者等に対し、図書館や学校図書館の整備・充実のための研修会を実施し、広報啓発に努めます。

県立図書館は

- ♣ 子ども文庫の活用や「たのしい絵本展」で展示した絵本のセット貸出等を通して、学校における読書活動の充実を積極的に支援します。

県立学校は

- ♣ 熊本県高等学校教育研究会図書館部会が発行するブックリスト(『高校生のための百冊の本』)等を有効に活用した図書資料の充実に努めます。
- ♣ 校内LANの整備などを通じて、学校図書館情報の共有化の一層の推進に努めます。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 国の地方交付税「新学校図書館図書整備5カ年計画」(平成19年度から平成23年度までの5カ年で総額約1000億円。毎年度、約200億円の措置)が適切に履行され、学校図書館の学校図書資料の計画的な整備が進められるよう促します。

- ◆ 学校における超高速インターネットの設置、蔵書のデータベース化、校内LANの整備、蔵書検索システムの導入、学校図書館と市町村立図書館等を結ぶ情報ネットワークの構築などが進むよう促します。
- ◆ 学校司書は、学校図書館における子どもの読書活動の推進に欠かせないことから、学校司書の配置が進むよう促します。
- ◆ 学校の新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際、読書スペースの整備が積極的に進められるよう、国庫補助の紹介に併せて、その活用について促します。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 幼稚園や保育所においては、子どもが楽しく過ごすことができるような図書コーナーの設置を促します。
- ♥ 学校においては、学校図書館図書標準^{※1}を達成することや実態に応じた図書資料の購入を行うこと、あるいは、必要に応じて、地域や家庭等から寄贈本等を受け入れるなどして図書資料の充実が図られるよう促します。
- ♥ 学校においては、司書教諭^{※2}、学校司書などを中心としながら、教職員が協力し学校図書館の環境の整備に当たるとともに、必要に応じて、ボランティアを受け入れるなどして、日常的に学校図書館等が充実するよう促します。
- ♥ 学校においては、司書教諭や学校司書の職務について、校内研修や研究会などを通して共通理解を図るとともに、司書教諭が図書館業務に専念できるような措置がとられるよう促します。
- ♥ 私立高等学校においては、図書資料の整備・充実が図られるよう、その支援に努めます。

※1 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

※2 司書教諭：学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・高・特別支援学校に司書教諭を配置することが義務付けられています。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 学校や子どもたちの実態、あるいは、学校のニーズについて話し合いなどを行い、必要に応じて、本を寄贈したり学校図書館の設営を行ったりなどの協力が積極的になされるよう、その啓発に努めます。

3 図書館、学校、ボランティアとのパートナーシップによる取組の推進

パートナーシップによる取組の推進について



子どもの読書活動を推進するうえで、図書館、学校、ボランティアの連携・協力は欠かせません。

例えば、学校の授業において、図書館と連携することで、多くの図書資料や情報を子どもたちに提供することが可能となります。その際、連携が密であるほど、準備する図書資料や情報は、より子どもの実態に即したものとなり、大きな学習効果が期待できます。このことは、ボランティアとの連携においても同様です。経験豊富なボランティアによるおはなし会は多様で楽しいものですし、有意義な交流の場ともなります。工夫次第では、授業などにも取り入れ、その効果を上げていくこともできます。

そのため、図書館、学校、ボランティアにおいては、積極的な交流や情報の発信を行い、それぞれの機能や技能等を活かしながら計画的に子どもの読書活動を推進していくことが求められます。

パートナーシップによる取組の推進の具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- ♣ パートナーシップに重要な役割を担うボランティアの資質・技能の向上を図るため、おはなしボランティアをはじめとする子ども読書推進のための各種ボランティア育成の研修会を実施します。また、研修会を修了したボランティアによるネットワークの構築にも努めます。
- ♣ 関係機関等の連携・協力の好事例について積極的に広報を行い、その啓発に努めます。

県や県立図書館は

- ♣ 研修会等を通じて、図書館、学校、ボランティア等の連携・協力の必要性について、その啓発に努めます。

県立図書館は

- ♣ 市町村立図書館・公民館図書室、学校等のニーズを踏まえた図書資料の貸出を行うなど関係機関との連携・協力を努めます。

- ♣ 市町村立図書館や学校等からの図書館運営や子どもの読書活動に関する相談に対し、的確・適切・迅速な対応に努めます。
- ♣ 必要に応じ、児童館、保健センター、幼稚園、保育所等の関係機関との連携・協力を努めます。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 市町村立図書館と学校図書館との図書資料の相互貸借^{※1}や図書館職員と学校教職員との交流、また、ボランティアとの連携・協力による取組が市町村全域において推進されるよう促します。
- ◆ 必要に応じ、大学図書館、国際子ども図書館^{※2}等の情報やシステム等を活用した取組が進むよう促します。
- ◆ 市町村立図書館等を中心に、ボランティアのネットワークが構築され、広域的な連携・協力による、より効果的なおはなし会等が実施されるよう促します。

※1 相互貸借：図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて、図書館同士で資料の貸借をすること。

※2 国際子ども図書館：平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童資料専門図書館のこと。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 読書活動の全体計画や教科等の指導計画に、市町村立図書館やボランティアとの連携・協力について位置づけ、計画に基づいた推進が図られるよう促します。
- ♥ 市町村立図書館やボランティアとの連携のない学校等に対しては、その意義や価値について啓発を図るとともに、必要に応じて、連携に向けた取組が進むよう促します。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 市町村立図書館や学校等の実態、あるいは、ニーズを踏まえ、資質・技能を活かした連携・協力が行われるよう、その啓発に努めます。

4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の取組の推進について



本推進計画は、「すべての子どもたちに読書のよこびを」伝えることを目的に取り組んでいくものです。

この「読書のよこび」は、例えば、障がいなどにより在宅を余儀なくされている子ども、病気療養中で病院などに入院している子ども、外国人の子どもや外国から帰ってきた日本人の子どもなどに対しても同様に保障されるべきものです。

そのため、まずは、このような子どもたちの情報について、行政機関等が積極的に情報の収集を行うことが求められます。その上で、地域、学校、図書館、ボランティアが、その機能や技能等を活かし、連携・協力しながら対象となる子どもたちの実態に応じた読書活動の推進を図っていくことが必要です。

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の取組の具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- ♣ 障がいのある子どもや長期療養中の子ども、在宅の子どもなどの実態の把握に努め、その状況に応じ県立図書館等と連携・協力した取組を進めます。
- ♣ ユニバーサルデザインを踏まえた実践事例について広報誌やホームページ等を活用し、県民への啓発に努めます。
- ♣ ユニバーサルデザインの視点を踏まえた人材育成のための研修会の実施に努めます。
- ♣ 視覚や聴覚に障がいのある子どもへのサービスを充実するため、必要に応じ、熊本県点字図書館や熊本県聴覚障がい者情報提供センター等と連携・協力した取組に努めます。

県立図書館は

- ♣ 障がいのある子どもも楽しむことのできる布の絵本などの充実に努めます。
- ♣ 障がいなどのため、来館が困難な子どもへの宅配サービスに努めます。
- ♣ 地域に在留する外国人の子どもや、外国から帰国した日本人の子どもたちなどのため、外国語の児童書や絵本などの収集に努めます。
- ♣ 障がいのある子どもをはじめ、様々な子どもたちが来館し、楽しむことができるようなおはなし会等の実施に努めます。

- ♣ 障がいのある子どもや保護者が施設、設備を利用しやすいよう、環境の整備・充実に努めます。
- ♣ 特別支援学校等の読書環境の充実のため、配本事業の推進に努めます。

県立特別支援学校は

- ♣ 県立図書館などの配本を活用し図書資料の充実を図るとともに、布の絵本^{*1}、さわる絵本^{*2}、点訳絵本^{*3}、ビッグブックや大活字本など、子どもの実態に応じた図書資料の充実、あるいは、ボランティアによるおはなし会の実施、図書コーナーの設置、学校図書館の充実などに努めます。

※1 布の絵本:絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書のことで、厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になっていたり、ひもを結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっています。

※2 さわる絵本:手で触って分かり、楽しめるように作成した絵本のことで、原本は子どもたち一般に人気のある絵本が選ばれています。

※3 点訳絵本:絵本の文字の部分に、透明シールに打った点字を貼りつけた絵本のこと。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 障がいのある子どもや病気療養中の子どもなどの実態の把握に努めるとともに、市町村立図書館等の環境の整備や、実態を踏まえた図書資料の充実、配本や宅配等による図書資料の貸出、多様なおはなし会の実施などが行われるよう促します。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 障がいのある子どもたちの読書活動を推進するため、必要に応じて、外部講師を招くなどして、研修会等が行われるよう促します。
- ♥ 障がいのある子どもや病気療養中の子どもなどに対し、子どもの実態に応じた図書資料等の充実や、図書資料等を介した子ども同士の交流、あるいは、対象となる子どもたちが楽しめる多様なおはなし会の実施などが行われるよう促します。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ 可能な範囲において、障がいのある子どもや病気療養中の子ども、またその保護者に対し、市町村立図書館等と連携し、施設等において本の貸し出しなどを行ったり、楽しい一時となるおはなし会等を実施していただいたりするなど、その啓発に努めます。

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

社会的気運の醸成のための啓発広報の推進について



子どもの読書活動を推進する上で、関係する情報や顕著な事例等を、広報媒体等を活用し、県民に広く啓発していくことはとても重要です。

同時に、子どもから大人までが集い、参加者みんなが、読書に関わる催し物を楽しむことを通して、子どもの読書の必要性や重要性について再認識したり深く考えたりする機会があることも、また意味のあることです。

そのため、行政機関においては、子どもたちの読書活動に関する情報を定期的に収集し、広く広報啓発を行うとともに、それらの情報について、地域、学校、図書館等において有効活用されるよう啓発を図っていく必要があります。併せて、「子ども読書の日」をはじめ、読書週間等において、関係機関などで、地域の実態等を考慮した特色のある催し物が実施されることも望まれます。

社会的気運の醸成のための啓発広報の推進の具体的方策

【 県、県関係施設等での取組では 】

県は

- ♣ 「子どもの読書を育む、大人のためのヒント10箇条」(仮称)を作成し、啓発を図ることを通して社会的気運の醸成に努めます。
- ♣ 県内の顕著な取組を紹介した実践事例集を作成し、その活用などを通し、同様な取組が県全域において行われるよう、その啓発に努めます。
- ♣ 読書に関わる催し物を楽しむことを通して、子どもの読書の重要性や必要性について考えることができるよう「熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル」を実施します。
- ♣ 子どもの読書活動に熱心に取り組んでいる、図書館、学校、ボランティア等の情報を収集し、国の表彰事業に推薦したり、広報媒体等を活用し紹介を行ったりします。
- ♣ 国の子ども読書活動に関わる取組や委託事業等について積極的な広報に努めます。

県や県立図書館は

- ♣ 「子ども読書の日」(4月23日)をはじめ、「こどもの読書週間」「秋の読書週間」に関わる県内関係情報や市町村立図書館等の情報についてホームページ等を活用し、その周知に努めます。

県立図書館は

- ♣ 子どもにお話を語る機会を提供することを通して、子どもの読書意欲や読書力の向上と、豊かな心を育むため「熊本県童話発表大会」を実施します。
- ♣ 図書館活動振興協議会とともに、読書活動推進に功績のあるボランティア等を表彰し、広く紹介することを通して、子どもの読書活動の振興に努めます。

【 市町村に対しては 】

- ◆ 市町村立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報を積極的に収集するとともに、実践事例集の作成や広報誌、ホームページ等を活用した取組の紹介などが行われるよう促します。
- ◆ 「子ども読書の日」(4月23日)をはじめ、「こどもの読書週間」「秋の読書週間」において、その普及啓発のための広報や催し物等が行われるよう促します。

【 学校等に対しては 】

- ♥ 子どもの読書推進に関わる校内の取組をはじめ、関係するボランティアの活動について、学校だより、図書館だよりなどを通じて、保護者への周知が図られるよう促します。
- ♥ 多くの小学校で行われている童話発表大会への取組について、子どもたちの実態やニーズを踏まえ、希望する子どもが楽しく目的を持って取り組むことができるよう、読書指導単元を活用したり、市町村立図書館等と協力したりするなどの工夫が行われるよう促します。

【 ボランティアに対しては 】

- ♠ ボランティアが行う活動について、県や在住する市町村、あるいは市町村立図書館等へ積極的な情報の提供が行われるよう、その啓発に努めます。

第5章 ●● 計画の効果的な推進に必要な事項

1 「熊本市子ども読書活動推進会議」の設置

県では、第一次推進計画策定の折、また、推進計画期間中に、外部有識者による会議を設置し、着実な推進が行われるよう、研究協議を行って参りました。

会議は、「学校教育関係者」「社会教育関係者」「学識関係者」「ボランティア」により組織し、協議においては、それぞれの立場から貴重なご意見をいただきました。現在までに本県が行ってきた具体的な取組は、委員の方々からのこのようなご意見等を踏まえ実施してきたものです。

このように、会議を設置し、委員の方々からご意見をいただくことにより、よりよい成果を上げることができました。また、委員の方々による関係機関や関係者への啓発、呼びかけ等は、子どもの読書活動を推進する上での大きな力ともなってきました。

このようなことから、本県においては、第二次推進計画においても、「熊本市子ども読書活動推進会議」を設置し、具体的推進方策や連携・協力の在り方等について積極的な研究協議を行っていきたいと考えています。



2 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定の促進

「市町村子ども読書活動推進計画」策定については、「国、県、市町村の役割」でも述べていますが、その意義について、次の3点を挙げるすることができます。

- 一 市町村の子どもの読書活動に関する実態については、一番身近である市町村が、その状況を詳しく知る立場にあり、より身近な計画として作成することができること
- 一 「市町村子ども読書活動推進計画」を策定することにより、市町村が責任を持ち、子どもたちの読書意欲や読書習慣等を育てていくことができること
- 一 「市町村子ども読書活動推進計画」を策定する過程において、それまでの取組の良いところ、そうでないところ、あるいは、取り組むべきことなどが明らかになること

このようなことから、今後、県においては、すべての市町村において、「市町村子ども読書活動推進計画」が策定され、推進計画による取組が着実に進められるよう、その啓発に努めていくこととしております。

平成25年度末において期待される目標

家庭、地域、学校を通じて期待される目標

📖 児童生徒の1ヶ月の読書冊数		平成25年度末
1冊以上	85%	→ 90%
(その内 3冊以上)	50.1%	→ 55%

学校において期待される目標

📖 全校一斉読書の割合		平成25年度末
公立小学校	96.2%	→ 100%
公立中学校	92.3%	→ 100%
公立高等学校	81.0%	→ 90%

(※平成20年度データ)

📖 必読書コーナーや推薦図書コーナーを定めている学校の割合		
公立小学校	74.1%	→ 100%
公立中学校	73.1%	→ 100%
公立高等学校	74.1%	→ 100%

(※平成20年度データ)

📖 1校当たりの蔵書冊数の平均		
公立小学校	6,739冊	→ 9,000冊
公立中学校	9,049冊	→ 11,000冊
公立高等学校	33,704冊	→ 35,000冊

(※平成19年度データ)

📖 学校図書館図書標準の達成学校の割合		
公立小学校	36.8%	→ 50%
公立中学校	36.3%	→ 50%

(※平成19年度データ)

市町村において期待される目標

📖 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定		平成25年度末
20.8% (全国平均31.8%)	→	100%

📖 学校図書館図書関係予算(地方交付税)措置率		
公立小学校 75.2% (全国平均85.8%)	→	全国平均以上
公立中学校 62.1% (全国平均68.7%)	→	全国平均以上

※予算措置は、24年度集計

📖 市町村立図書館設置		
55.3% (全国平均72.2%)	→	63.8%

📖 市町村立図書館の100人当たりの蔵書冊数		
220冊 (全国平均286冊)	→	260冊

補足資料

- 子どもの読書に係るアンケート調査結果
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 熊本県子どもの読書活動推進会議委員

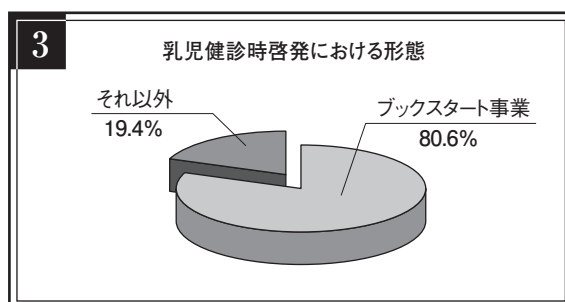
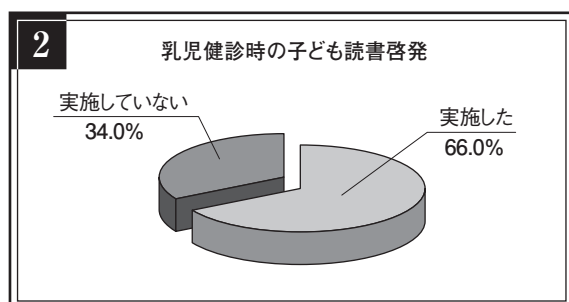
子どもの読書に係るアンケート調査結果

本調査結果は、県教育委員会が平成20年7月に実施した下記の回答から得たものです。

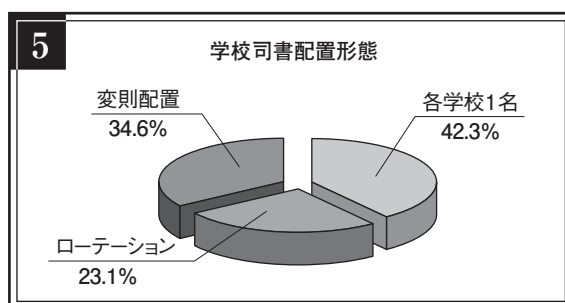
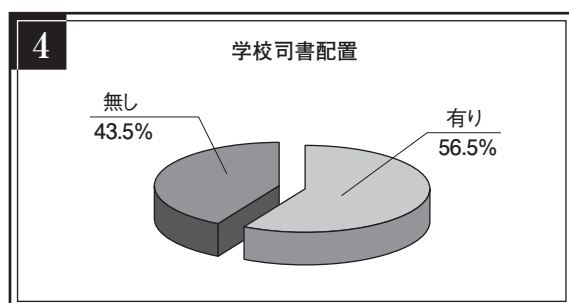
- ① 10の保育所、10の幼稚園の保護者-199名
- ② 15の小学校児童-2,561名、16の中学校生徒-1,507名、21の高等学校生徒-2,150名
- ③ 「②」で実施の学校の保護者-3,415名
- ④ 市町村教育委員会 ⑤ 市町村立図書館(45館) ⑥ 公民館図書室(48室)

I 市町村教育委員会

- 1 家庭教育の講座等において読書に係る講演会、研修会を実施したか？
 実施した 21.3% 実施していない 78.7%
- 2 乳児健診時、保護者に対し子どもの読書に係わる啓発を行っているか？
 実施している 66.0% 実施していない 34.0%
- 3 [2]の「実施している」のうち、絵本を進呈する『ブックスタート事業』を行っている市町村の割合
 実施している 80.6%



- 4 学校に対し、図書館司書(図書館業務職員)を配置しているか？
 配置している市町村 56.5% 配置していない市町村 43.5%
- 5 [4]の「配置している」のうち、配置の形態
 すべての小・中学校へ各1名配置 42.3%
 ローテーションにより配置 23.1%
 変則的に配置 34.6%



6 市町村立図書館と学校図書館ネットワーク

- ネットワーク化している 4.3% ※熊本市、合志市
- 今後予定 6.4% ※八代市、大津町、山都町
- ネットワーク化していない 89.4%

7 学校図書館の外部への開放

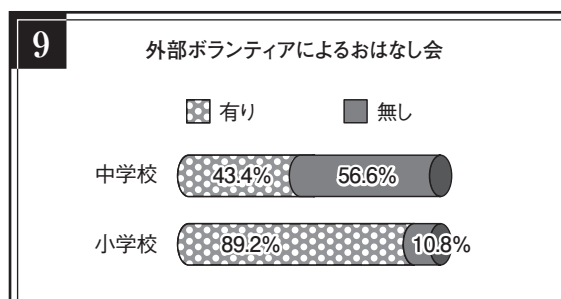
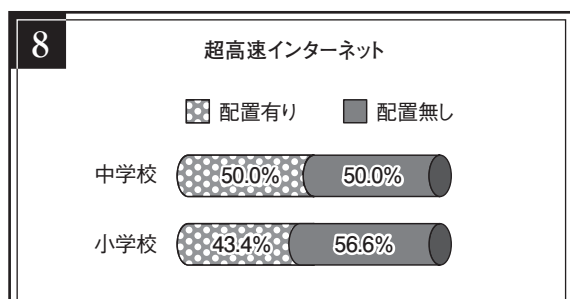
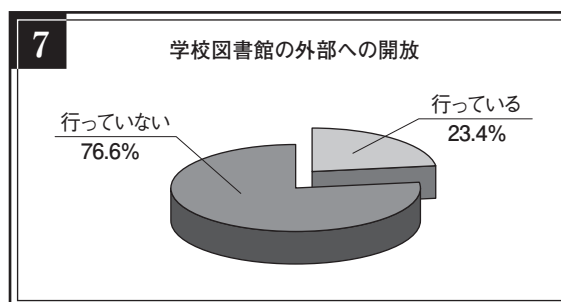
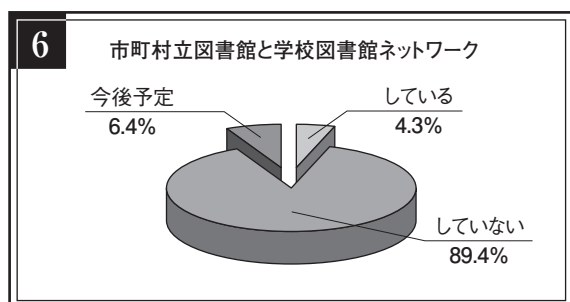
- 行っている市町村 23.4%
- 行っていない市町村 76.6%

8 高速インターネットの接続

- 小学校で設置の市町村 43.4%
- 中学校で設置の市町村 50.0%

9 外部ボランティアによるおはなし会の実施

- 小学校 89.2%
- 中学校 43.4%



1 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「肥後っ子いきいき読書プラン」を受けて、児童書の選書に変容が見られたか？（複数回答）

- 児童書の割合が増えた 25.6%
- 内容や質について考慮 48.7%
- 学齢等に応じた選書 51.3%
- 特段の変容無し 28.2%

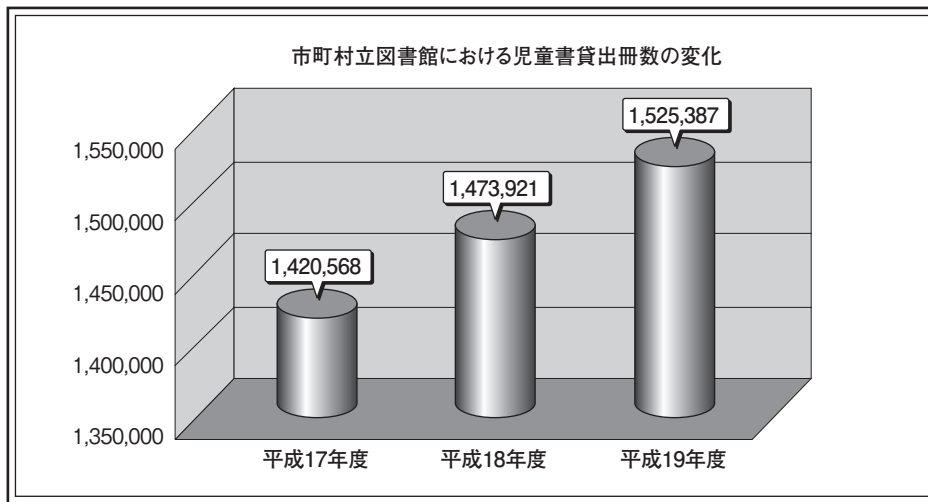
2 子ども読書推進のための事業を行っているか？

- 行っている 77.3%

3 ホームページを持っているか？

- 持っている 50.0%

4 市町村立図書館における児童書貸出冊数の変化



5 学校図書館職員等との意見交換の場があるか？

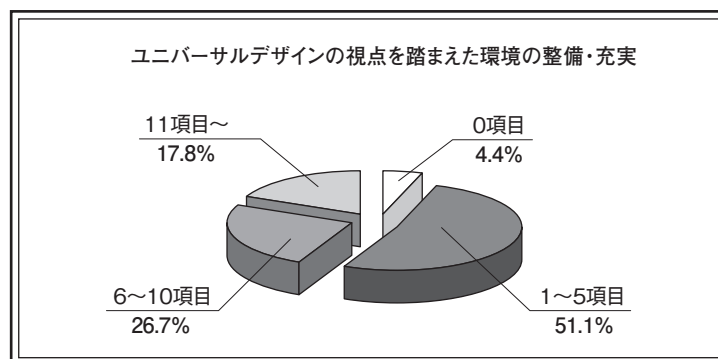
- ある 38.6%

6 定例でおはなし会を実施しているか？

- 実施している 86.4%

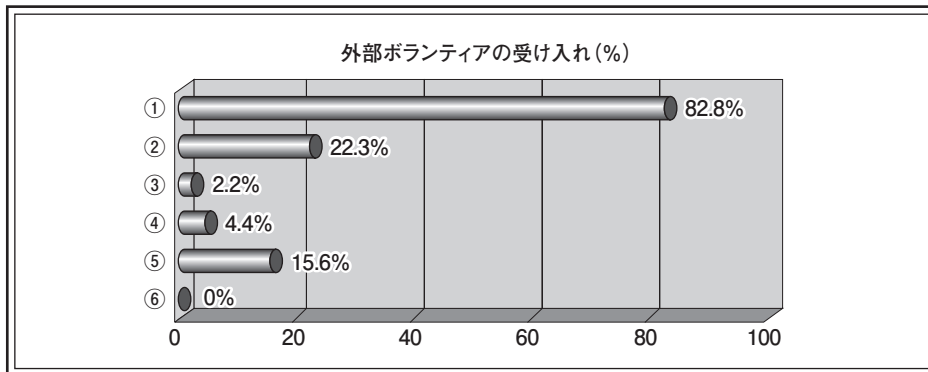
7 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の設備・充実(20項目*中)

- 0項目 4.4%
- 1～5項目 51.1%
- 6～10項目 26.7%
- 11項目～ 17.8%



8 外部ボランティアの受け入れ

① おはなしボランティア	82.8%
② 布の絵本作成ボランティア	22.3%
③ 点訳絵本作成ボランティア	2.2%
④ 朗読ボランティア	4.4%
⑤ 書架整理ボランティア	15.6%
⑥ 貸出業務ボランティア	0%



公民館図書室

1 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「肥後っ子いきいき読書プラン」を受けて、児童書の選書に変容が見られたか？（複数回答）

- 児童書の割合が増えた 18.8% （参考：市町村立図書館25.6%）
- 内容や質について考慮 45.8% （参考：市町村立図書館48.7%）
- 学齢等に応じた選書 39.6% （参考：市町村立図書館51.3%）
- 特段の変容無し 39.6% （参考：市町村立図書館28.2%）

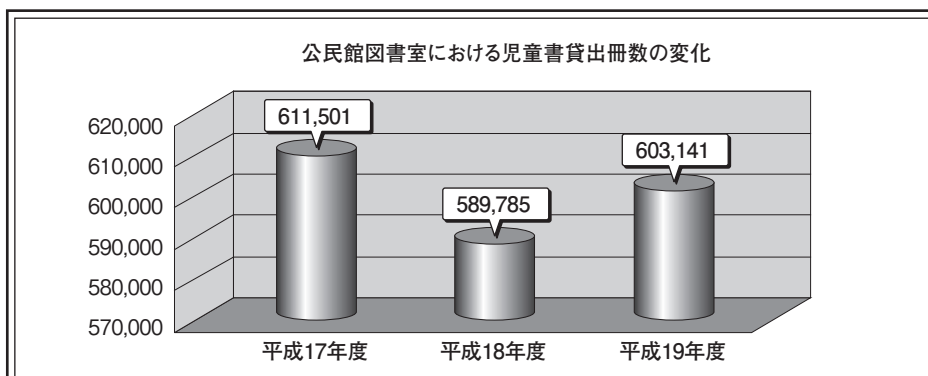
2 子ども読書推進のための事業を行っているか？

- 行っている 16.7% （参考：市町村立図書館77.3%）

3 ホームページを持っているか？

- 持っている 4.2% （参考：市町村立図書館50.0%）

4 公民館図書室における児童書貸出冊数の変化



5 学校図書館職員等との意見交換の場があるか？

○ある 12.5% (参考:市町村立図書館38.6%)

6 定例でおはなし会を実施しているか？

○実施している 35.4% (参考:市町村立図書館86.4%)

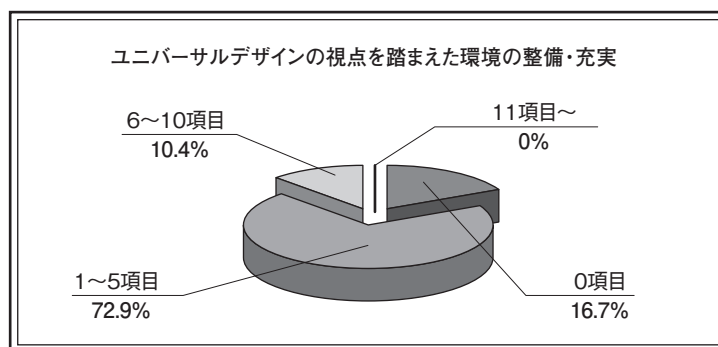
7 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の設備・充実(20項目*中)

○0項目 16.7% (参考:市町村立図書館 4.4%)

○1～5項目 72.9% (参考:市町村立図書館51.1%)

○6～10項目 10.4% (参考:市町村立図書館26.7%)

○11項目～ 0% (参考:市町村立図書館17.8%)



8 外部ボランティアの受け入れ

① おはなしボランティア 54.2% (参考:市町村立図書館82.8%)

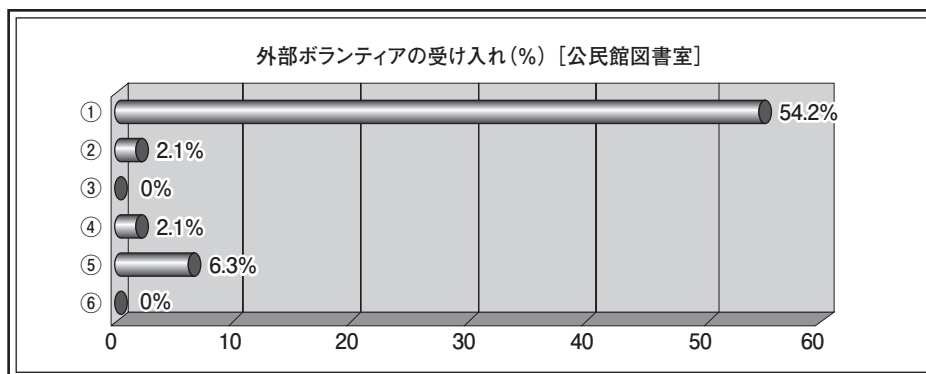
② 布の絵本作成ボランティア 2.1% (参考:市町村立図書館22.3%)

③ 点訳絵本作成ボランティア 0% (参考:市町村立図書館 2.2%)

④ 朗読ボランティア 2.1% (参考:市町村立図書館 4.4%)

⑤ 書架整理ボランティア 6.3% (参考:市町村立図書館15.6%)

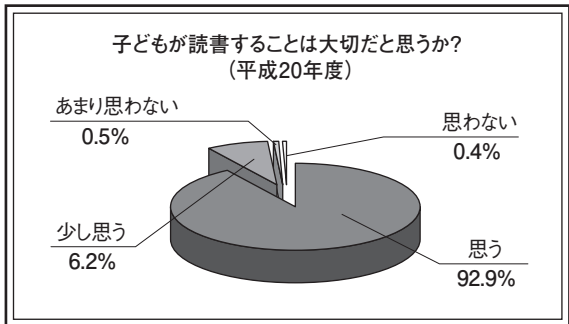
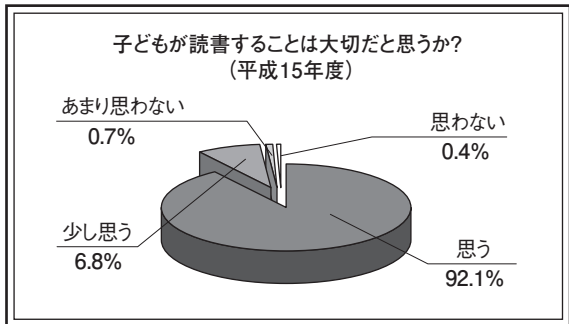
⑥ 貸出業務ボランティア 0% (参考:市町村立図書館 0%)



IV 保護者

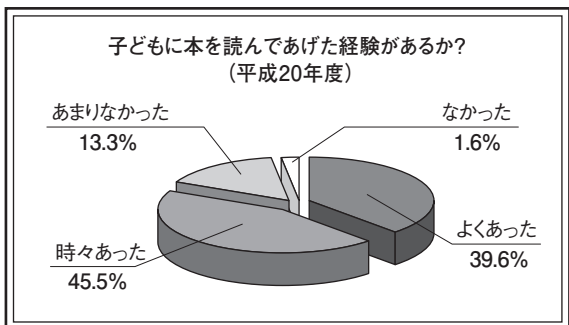
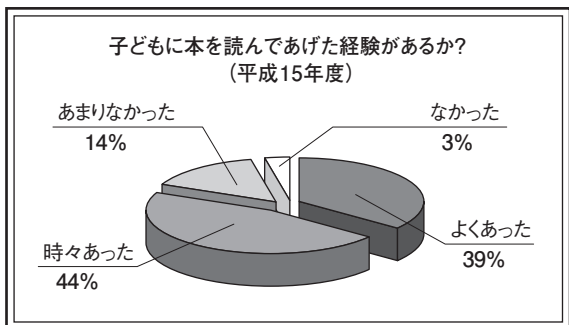
1 子どもが読書することは大切だと思うか？

- 思う 92.9%
- 少し思う 6.2%
- あまり思わない 0.5%
- 思わない 0.4%



2 子どもに本を読んであげた経験があるか？

- よくある 39.6%
- ある 45.5%
- あまりない 13.3%
- ない 1.6%



3 子どもに初めて本を読んであげたのは？

- 0～1歳 49.7%
- 2～3歳 42.0%
- 4～5歳 6.6%
- 6歳以上 0.3%
- していない 1.4%

4 地域の図書館へ、子どもと一緒にいったことがあるか？

- よくあった 18.6%
- 時々あった 39.5%
- あまりなかった 22.7%
- なかった 19.2%

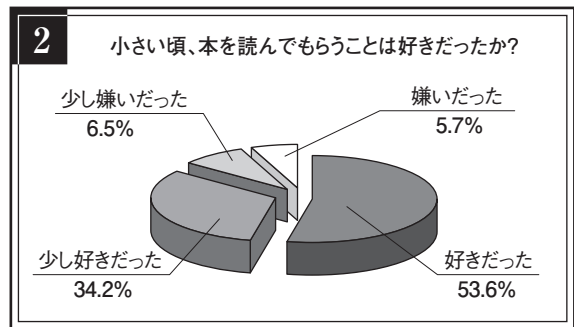
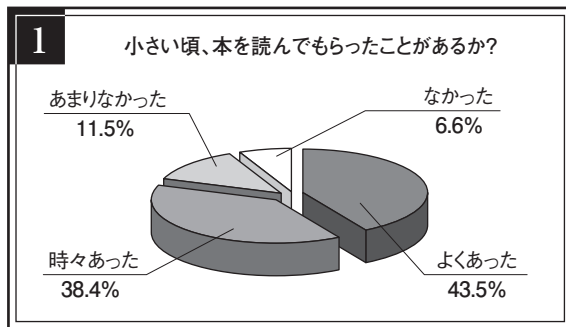
V 子ども(児童生徒)

1 小さい頃、本を読んでもらったことがあるか？

- よくあった 43.5%
- あまりなかった 11.5%
- 時々あった 38.4%
- なかった 6.6%

2 小さい頃、本を読んでもらうことは好きだったか？

- 好きだった 53.6%
- 少し好きだった 34.2%
- 少し嫌いだった 6.5%
- 嫌いだった 5.7%



3 小さい頃、図書館等へ連れて行ってもらったことがあるか？

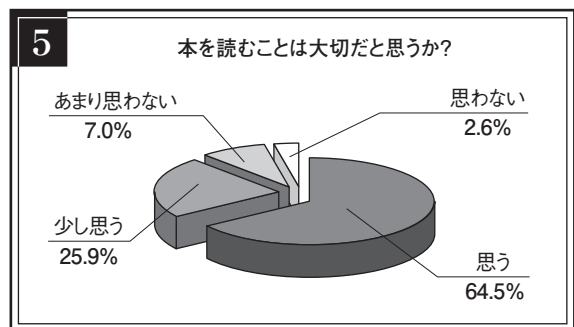
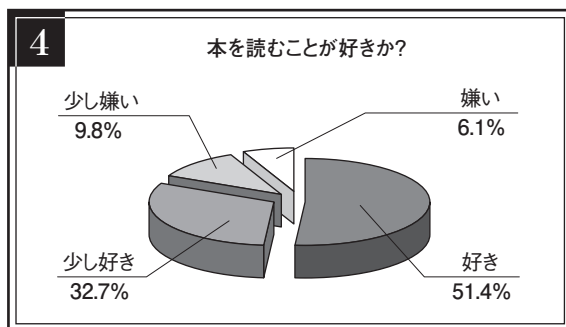
- よくあった 20.9%
- あまりなかった 21.8%
- 時々あった 33.9%
- なかった 23.5%

4 本を読むことが好きか？

- 好き 51.4%
- 少し好き 32.7%
- 少し嫌い 9.8%
- 嫌い 6.1%

5 本を読むことは大切だと思うか？

- 思う 64.5%
- 少し思う 25.9%
- あまり思わない 7.0%
- 思わない 2.6%



6 1ヶ月に何冊くらいの本を読むか？

全体

○0冊 15.0% ○1～2冊 35.0% ○3～4冊 16.5% ○5冊以上 33.5%

小学生

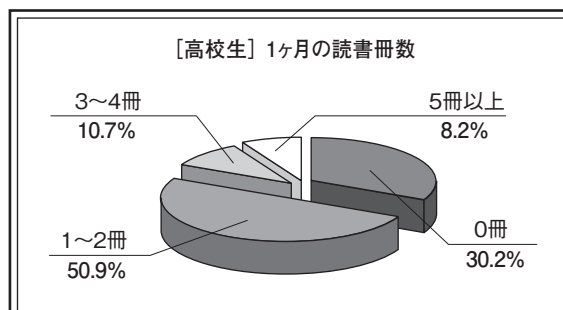
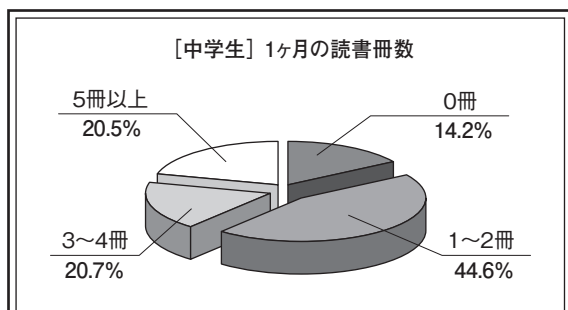
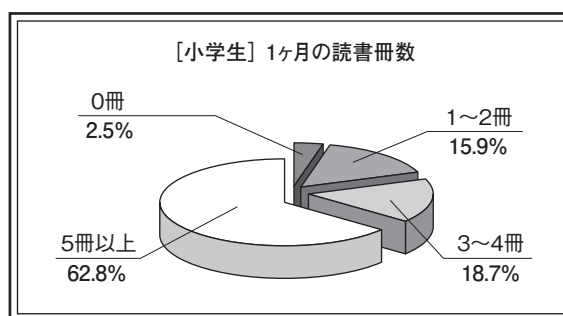
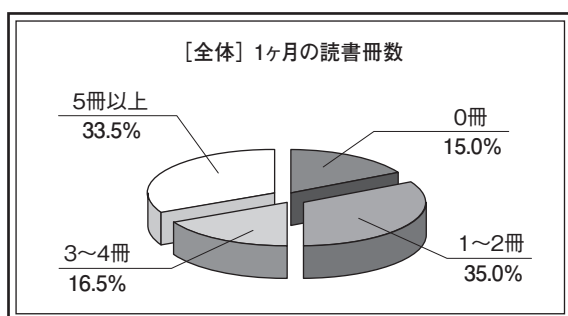
○0冊 2.5% ○1～2冊 15.9% ○3～4冊 18.7% ○5冊以上 62.8%

中学生

○0冊 14.2% ○1～2冊 44.6% ○3～4冊 20.7% ○5冊以上 20.5%

高校生

○0冊 30.2% ○1～2冊 50.9% ○3～4冊 10.7% ○5冊以上 8.2%



※ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の設備、充実として挙げた20項目

- ①エレベーターやスロープの設置
- ②ベビーカーの常置
- ③授乳場や授乳コーナーの設置
- ④館内案内板の設置
- ⑤館内案内等の点字
- ⑥外国語による表示
- ⑦子ども用の検索コンピュータ
- ⑧病気や障がい等により来館できない子どもへの配本サービス
- ⑨特別支援学校等への図書館活用のPR
- ⑩特別支援学校等の児童生徒の施設見学や職場体験等の受入
- ⑪外国語本の収集、貸出
- ⑫対面朗読サービス
- ⑬布の絵本の貸出
- ⑭点訳(点字)絵本 児童書等の貸出
- ⑮大活字本の貸出
- ⑯ビッグブックの貸出
- ⑰朗読カセットやDVDなどの貸出
- ⑱手話や字幕入り映像資料の収集、貸出
- ⑲子ども読書活動推進のための研究書等の収集、貸出
- ⑳子育て関連資料の収集、貸出

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

熊本県子どもの読書活動推進会議

区 分	氏 名	職 業 等
学校教育の 関係者	濱田 あつみ	益城町立益城幼稚園長 熊本県国公立幼稚園会副会長
	角居 恭一	熊本市立西山中学校長 熊本県学校図書館協議会副会長
	古里 公二	熊本市立高平台小学校長 熊本県学校図書館協議会会長
	中園 俊郎	熊本県立八代東高等学校 熊本県高等学校図書館協議会会長
	桑原 孝二	熊本県立養護学校長
	山口 悦子	城北幼稚園副園長
	川上 清司	尚綱高等学校長
	川畑 安廣	天草市おれんじ保育園長 熊本県保育協議会 研修委員長
社会教育の 関係者	筑紫 紀子	合志市合志図書館長
	尾道 幸子	社会福祉法人 志友会 重症心身障害児施設 江津湖療育園 地域医療部長
	蓑田 淳美	熊本県PTA連合会副会長
学識経験の ある者	中本 環	元熊本大学教育学部教授 熊本県子どもの読書活動推進会議会長
	河野 順子	熊本大学教育学部准教授
	小玉 理英子	熊本学園大学非常勤講師
	大淵 洋	水俣市教育委員会教育長
	中島 喜久	RKK熊本放送報道部
民間団体	高野 和佳子	NPO法人 子育て支援ワーカーズ 「ペペペぺらん」代表
	池田 美樹	劇団きらら 代表
	野田 尚子	手話番組キャスター
	宮崎 万里子	おはなし会 「ポプリ」代表

※ 敬称略 役職等は平成20年度時